

預り保育と延長保育の時間と料金について(案)

1、預り保育(1号認定の方)

(1)1号認定の方は、教育時間(8時30分～15時00分の予定)以外の時間を利用される場合と、長期休暇と土曜日を利用される場合には、別途預り保育料がかかります。

(2)長期休暇の期間

- ・春休み 3月25日から4月7日
- ・夏休み 7月21日から8月31日

※8月の1週目に5日間、8月最後の週に5日間、の計10日間は夏季保育と称して通常保育を実施。この10日間は通常開所日の取り扱いなので、教育時間内であれば別途預り保育料や給食費が発生する訳ではありません。この10日間は保育の申し込みも必要はありませんが、休む場合は欠席連絡をお願いしています。

- ・冬休み 12月25日から1月7日

※上記の長期休暇の期間は、日祝と年末年始(12月29日から1月3日)を除き、希望の方は預り保育を実施します。(行事前日や職員配置の関係でお預かりができない日もあり)

(3)預り保育料金

- ・平日※(降園時間が15時30分までなので、それまでは無料)
1時間200円(上限朝4,000円/月、夕4,000円/月)※18:00～19:00を利用した場合は、350円/日(上限3,500円)
- ・土曜日、長期休暇中
 - ①7:00～18:00の間で8時間以内の利用1,000円/1日(給食費200円込)
 - ②7:00～18:00の間で8時間を超えての利用1,200円/1日(給食費200円込み)
 - ③18:00～19:00、350円/日(平日利用分と合わせて上限3,500円/月)

(4)預り保育料金の償還払い制度

姫路市から就労等の事由で新2号認定の認定を受けられた方は、支払って頂いた預り保育料金の内、一定の金額が、姫路市より還付されます。詳細は、姫路市の償還払い制度の資料参照。

(5)1号認定給食費について

1号認定の方の給食費は1年分の食材費を12ヶ月で按分した金額を月額給食費とさせて頂くため、長期休暇のある月も、月額の給食費の徴収があります。上記の夏季保育10日間の登園日は1年分の食材費の中に含まれますが、土曜日や長期休暇中の預り保育の給

食費は、含まれませんので、(3)に記載の通り、給食費がかかります。(但し、当該預り保育の給食費も物価高騰により改訂がある場合があります)

また、1号認定の月額給食費については以下の通りとなります。

- ・(月曜日をお弁当日とした場合)主食費 940 円+副食費 3,760 円=4,700 円(月額)
- ・(月曜日も給食提供とした場合)主食費 1,060 円+副食費 4,540 円=5,600 円(月額)

※一定の要件(所得要件や、小学校3年生以下のお子さんから数えて第三子以降のお子さん)を満たす場合は、給食費の内、主食費が免除されます。その場合は、姫路市から通知があります。

2、延長保育料(2号3号認定の方)

(1)手柄保育所と、休園日は変わりません。短時間認定の方の保育時間は、8時00分～16時00分に変更はしますが、16時30分までは延長保育料は無料としますので、現在の手柄保育所の短時間認定時間から、実質長くなると捉えて頂ければ。標準時間認定の時間は7時00分から18時00分に変更はありません。

(2)延長保育料

階層	保育短時間認定		保育短時間認定/保育標準時間認定
	7:00～8:00	16:30～18:00	18:00～19:00
A	0 歳		0 円/月
B			1 回 300 円、月 600 円上限
C1～5	1 回 100 円、月 200 円上限		1 回 350 円、月 3,500 円上限
C6～11	1 回 100 円、月 700 円上限		

※料金設定は現在の手柄保育所の物を基礎とした。

※手柄保育所では月額のみを設定で、一度でも利用すると満額かかっていたところを、1回辺りの金額を設定し、満額の金額を手柄保育所に合わせた。

※【上限】の意味は、その金額を超えると利用できない、という意味ではなく、1月に何度利用されても、上限金額以上はかからない、という意味。

※保育短時間認定の時間自体は8:00～16:00のため、16:30までは延長保育料はかからないものの、お迎えが16:00を過ぎる場合には、延長保育の利用申請書の提出が必要となります。

(3)2号認定給食費について(3号認定の方は保育料に含まれるため、別途の徴収は無し)

主食費 1,180 円+副食費 5,320 円=6,500 円(月額)

※現在通われている手柄保育所と同じく、一定の要件を満たす方は副食費の免除があります。